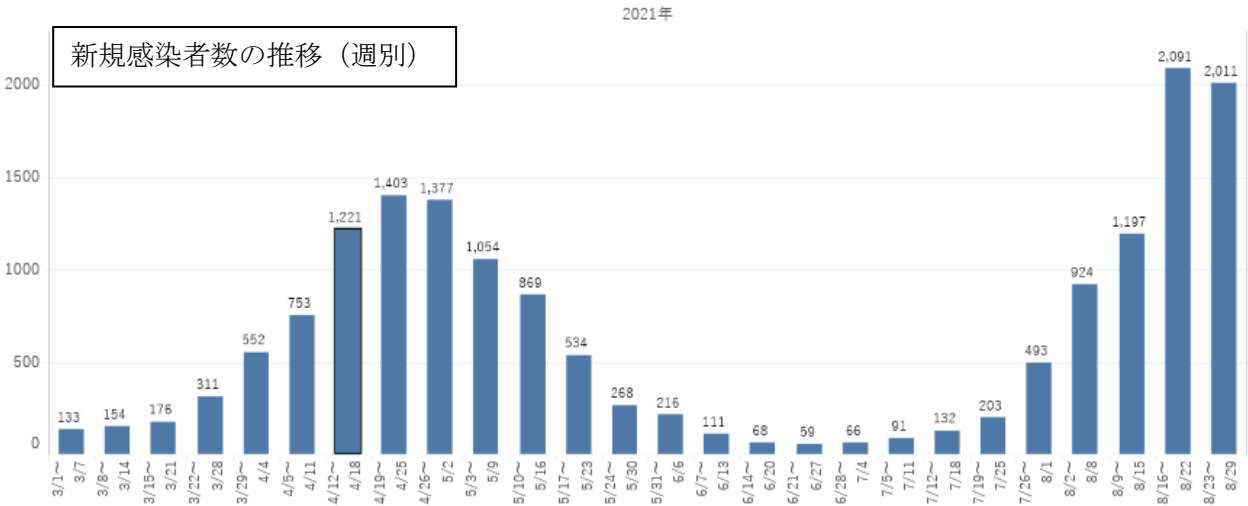
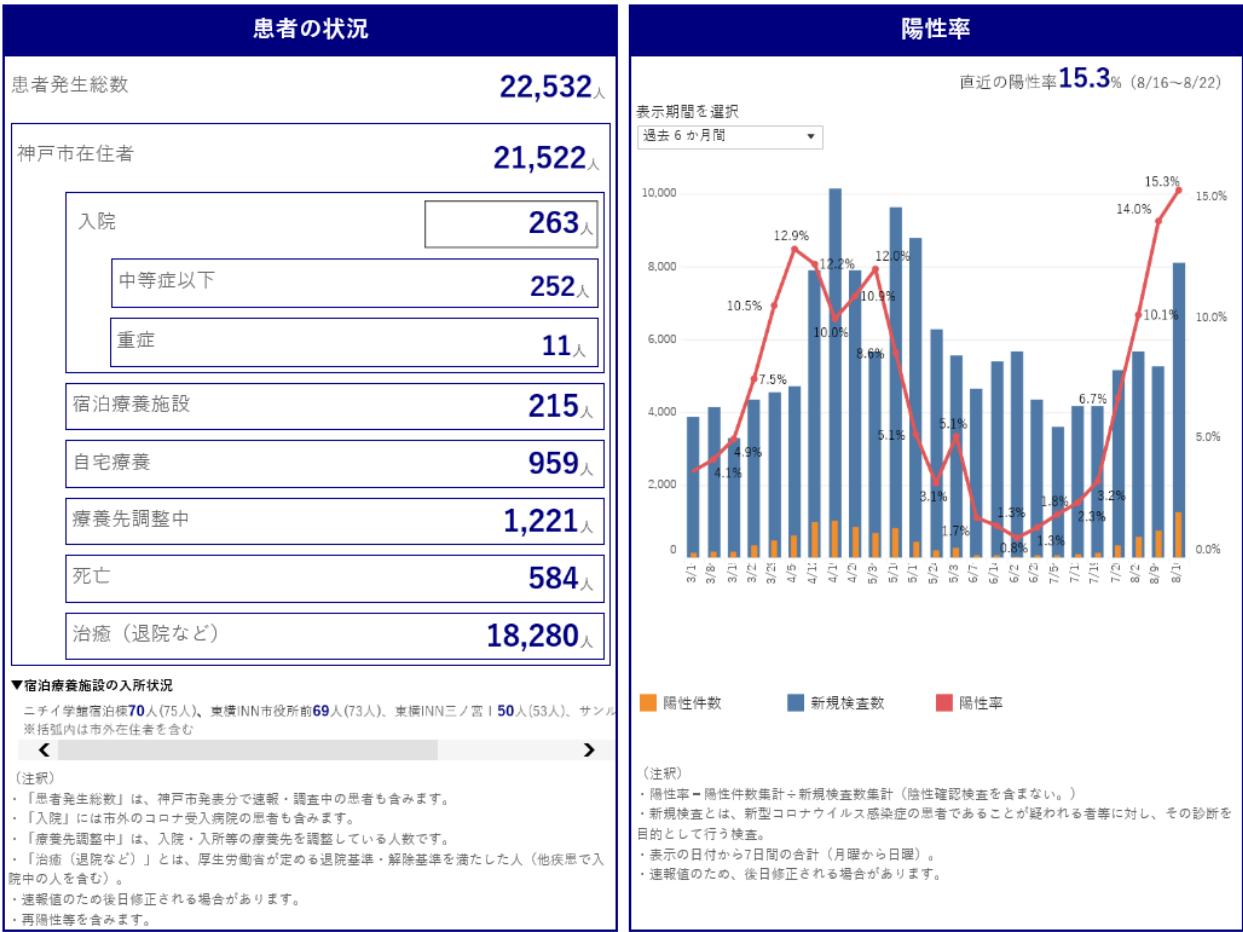


報告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 市内発生状況（8月29日時点）

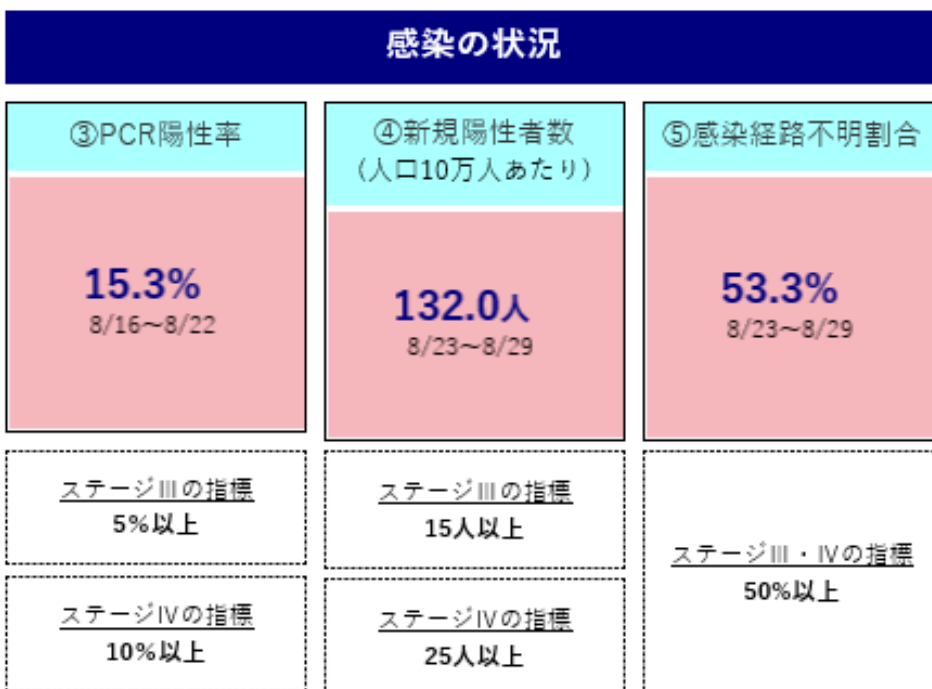
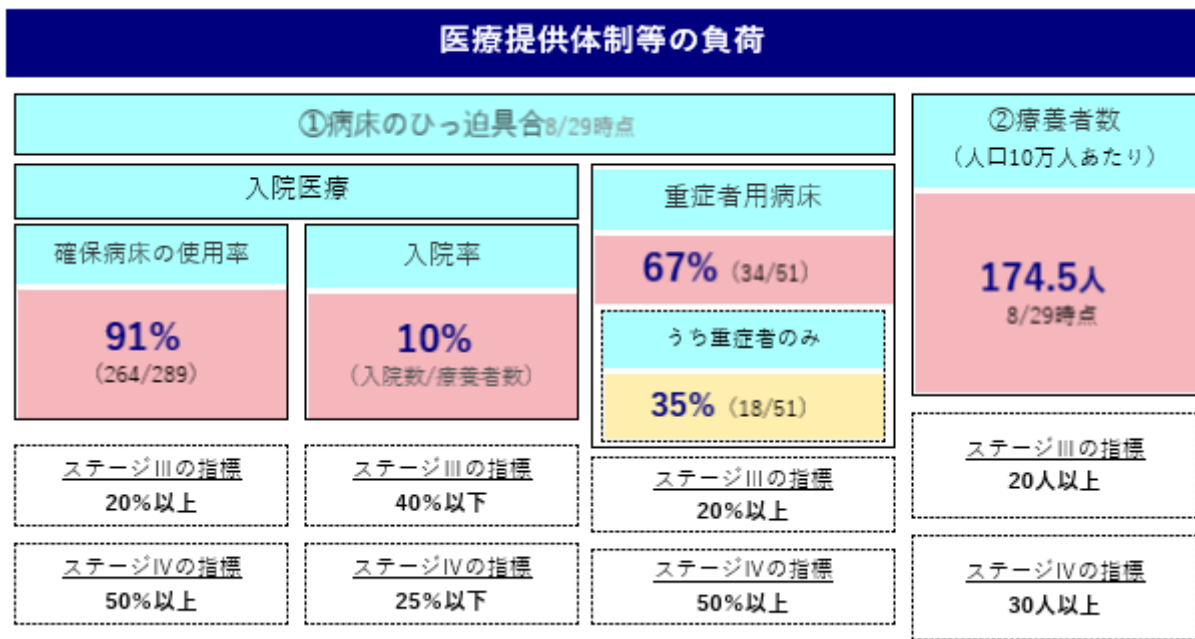
(1) 新規感染者数 283 人、入院者数 263 人、宿泊療養施設入所者数 215 人、  
自宅療養者数 959 人、療養先調整数 1,221 人、死者数 584 人（累計）



| 1週間ごとの発表数 |      |      |      |      |      |      |      |        |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
|           | 月曜日  | 火曜日  | 水曜日  | 木曜日  | 金曜日  | 土曜日  | 日曜日  | 総計     |
| 8/23～8/29 | 106件 | 388件 | 388件 | 307件 | 282件 | 330件 | 283件 | 2,084件 |
| 8/16～8/22 | 114件 | 321件 | 367件 | 392件 | 292件 | 276件 | 325件 | 2,087件 |
| 8/9～8/15  | 62件  | 94件  | 221件 | 243件 | 230件 | 165件 | 161件 | 1,176件 |
| 8/2～8/8   | 55件  | 154件 | 128件 | 125件 | 160件 | 140件 | 148件 | 910件   |
| 7/26～8/1  | 26件  | 75件  | 79件  | 78件  | 70件  | 73件  | 84件  | 485件   |
| 7/19～7/25 | 8件   | 39件  | 33件  | 31件  | 8件   | 27件  | 47件  | 193件   |

(注釈)  
・発表日基準で集計。

政府が示す感染状況ステージの指標と神戸市の状況



## 2 国・県等の直近の主な動向

### (1) 国の直近の動向

- ・ 7月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回）
  - ・ 緊急事態宣言の期間延長及び区域変更  
期間延長：4月25日から8月22日まで  
(沖縄県は5月23日から、東京都は7月12日から)  
対象区域：東京都、沖縄県
  - ・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示  
期間延長：4月20日から8月22日まで  
(埼玉県、千葉県、神奈川県は4月20日から、  
大阪府は6月21日から)  
対象区域：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
- ・ 7月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）
  - ・ 緊急事態宣言の期間延長及び区域変更  
期間延長：4月25日から8月31日まで  
(沖縄県は5月23日から、東京都は7月12日から)  
対象区域：東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
  - ・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示  
期間延長：8月2日から8月31日まで  
対象区域：北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県
- ・ 8月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第72回）
  - ・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示  
期間延長：8月2日から8月31日まで  
対象区域：北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県、福島県、茨城県、  
栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県
- ・ 8月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第73回）
  - ・ 緊急事態宣言の期間延長及び区域変更  
期間延長：4月25日から9月12日まで  
(沖縄県は5月23日から、東京都は7月12日から、埼玉県、  
千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年8月2日、  
茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県  
については、8月20日)  
対象区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、  
静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県
  - ・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示  
期間延長：8月2日から9月12日まで  
(石川県は8月2日から、福島県、愛知県、滋賀県及び熊本県は  
8月8日から、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡  
山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、8月  
20日)

対象区域：北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県

・ 8月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第74回）

・ 緊急事態宣言の区域変更

期間延長：4月25日から9月12日まで

（沖縄県は5月23日から、東京都は7月12日から、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年8月2日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、8月20日、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県については8月27日）

対象区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県）

・ まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

期間延長：8月2日から9月12日まで

（石川県は8月2日から、福島県、熊本県は8月8日、富山県、山梨県、香川県、愛媛県、鹿児島県については、8月20日、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県は8月27日）

対象区域：福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県

## （2）県の直近の動向

- ・ 7月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第56回）  
※まん延防止等重点措置解除後の対策
- ・ 7月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第57回）  
※まん延防止等重点措置実施区域指定の国への要請
- ・ 7月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第58回）  
※まん延防止等重点措置指定を踏まえた対策
- ・ 8月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第59回）  
※緊急事態措置の国への要請検討
- ・ 8月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第60回）  
※緊急事態措置の強化に関する要請  
※緊急事態宣言に基づく感染対策の強化・徹底

## （3）関西広域連合の直近の動向

- ・ 7月29日 第21回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 8月26日 第22回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### 3 本市の体制

- ・ 7月9日 令和3年度 神戸市の対応方針（第3弾-改定-）を決定
  - ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外
- ・ 7月31日 令和3年度 神戸市の対応方針（第3弾-改定-）を決定
  - ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定
  - 15市町が対象地域に指定
- ・ 8月20日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第24回）
  - ・令和3年度 神戸市の対応方針（第4弾）を決定
  - ・兵庫県においては緊急事態措置を実施すべき区域に指定

### 4. 本市における感染拡大防止の取り組み

#### 本市の対応方針（第4弾）等に基づく主な取り組み

#### （1）医療提供体制の確保

- ・第5波の感染者急拡大に対応するため、市民病院の通常医療制限、市内医療機関からの申し出によるコロナ受入病床の増床を行い、321床を確保する。
- ・「早期診療による重症化防止」、「転院促進による病床の確保」のために、以下の対応を行う。
  - 宿泊療養施設の増設
    - （新設：ホテルサンルートソプラ神戸アネッサ 8月20日開設 市内4か所目）
    - （新設：神戸市中央区内 9月中旬頃～ 市内5か所目）
  - 症状悪化の可能性のある自宅療養者に対する早期の受診の実施
    - （自宅療養者フォローアップチームの設置等）
  - コロナ治癒後の転院の促進
    - （重症者のコロナ治癒後の転院促進の支援等）
  - 抗体カクテル療法センターの設置
    - （場所：中央市民病院 8月27日開設）

#### （2）感染症神戸モデルの強化

- ・感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み）を強化して、各保健センターに保健師を1名増員し、指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、過去にクラスターが発生したワクチン未接種の施設を重点的に巡回し感染拡大・クラスター化防止を強化。

#### （3）検査の実施体制等

- ・市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保。

- ・医療機関、福祉施設、学校園等において、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築。
- ・特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（令和2年11月25日～）。
- ・プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化（4月1日～）。検査頻度を2週間に1回から1週間に1回に変更し定期検査を強化（7月26日～）。
- ・高齢者・障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（令和2年12月1日～）。
- ・地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（令和2年8月20日～）。

#### （４）変異株への対応

- ・感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見、早期対応による感染拡大やクラスター防止を強化する。
- ・変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

#### （５）ワクチン接種促進

- ・ワクチン接種が進んでいる高齢者の新規感染・重症者の割合は激減している一方、20歳・30歳代の感染者数や40歳・50歳代での重症化割合が増大しており、着実にワクチン接種を進めるとともに、ワクチンの効果・有効性について積極的に発信していく。
- ・19歳以上については迅速に接種を進めており、12歳から18歳については8月31日に予約接種を開始。
- ・妊娠中の方とその夫・パートナーの「ワクチン優先接種」を実施。

#### （６）感染拡大防止の取組み

##### ① 市民広報

- ・神戸市公式YouTubeチャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信。（8月29日現在 約34万回再生）
- ・感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性についての普及啓発動画を作成し、市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始。  
（5月10日から）（8月29日現在 約2万回再生）
- ・新型コロナウイルスの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を強く呼びかけるため、感染患者の実体験談をホームページで音声配信。  
（6月1日から）
- ・市長による定例会見、市民向けメッセージの動画配信（YouTube）、テレビ出演等による情報発信。
- ・感染拡大防止の呼びかけとして、ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリによる配信で呼びかけ（8月29日現在 計38回）。

- ・市ホームページ、SNS、広報紙こうべ、デジタルサイネージの活用等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する市政情報を発信。
- ② 事業者・事業所への呼びかけ
  - 「基本的な感染防止対策の徹底」「外出・移動自粛の要請」「出勤削減・テレワーク等の取り組み」等を依頼（4月1日、4月25日、5月10日、6月21日、7月30日、8月20日に発出）。
- ③ ドローンを活用した広報
  - ・令和3年4月23日16時～16時20分（生田神社会館屋上）
  - ・令和3年4月30日15時・16時（各20分程度）（神戸国際会館屋上から）
- ④ 緊急事態宣言期間中において、各区役所の広報車や消防車両等を活用し、各区の主要駅や繁華街を中心に巡回実施。
- ⑤ 港湾局・建設局による主要駅や公園、須磨海岸、メリケンパーク等での野外飲酒グループへの注意喚起。
- ⑥ 繁華街向けに市内7か所の防災行政無線による広報（住吉・三ノ宮・元町・神戸・兵庫・新長田・垂水）を毎週末17時30分に実施。
- ⑦ ワクチン接種に関する広報
  - ・ワクチン予約・接種が円滑に進むよう、市ホームページ、SNS、広報紙こうべ等を活用した広報を実施。

#### （7）市立学校園

- ・警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学校行事等の延期・中止や学習活動の実施方法をより一層工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。
- ・教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施。
- ・児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底。
- ・感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

#### （8）保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続。
- ・休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。
- ・感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

## (9) 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡する。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、原則直接面会については、緊急の場合を除き中止。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- ④利用者の外泊、外出を自粛する。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底する。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮。

また、高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、ワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。

## (10) 経済対策について

- ・度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、影響が拡大・長期化している市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求める。
- ・現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(主な支援施策)

### ①家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）

<対象事業者>

一時支援金（国の支援策）や県の協力金を受給し、かつ事業に供する建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を市内に賃借している事業者

### ②事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

## (11) 市有施設等の対応

- ・8月20日から9月12日までの間、市有施設は、原則、20時までの開館とし、兵庫県の対応方針に沿って対応する。
- ・人数上限の目安は5,000人、収容率の目安は収容定員の50%以内。
- ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。



## (12) イベント等の対応

- ・ 8月20日から9月12日までの間、次のとおり対応する。
- ・ 人数上限の目安は5,000人、収容率の目安は収容定員の50%以内の条件を満たすとともに、21時までに終了する。
- ・ 市内におけるイベント等について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じたうえで、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の兵庫県・国の方針に基づき対応する。
- ・ 主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

## (13) 市営地下鉄・市バスの減便

- ・ 市営地下鉄及び市バスの減便に加えて、市営地下鉄西神・山手線において8月23日から当面の間、平日の終電を約30分繰り上げる。

## (14) 庁内勤務体制

- ・ ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き、在宅勤務の活用により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

## (15) 備蓄物資の確保等

- ・ 感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかけ。
- ・ 災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。